

男鹿市条例第 4 号

男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

男鹿市介護保険条例（平成 17 年男鹿市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="331 528 443 563">附 則</p> <p data-bbox="241 580 443 616">1～14 （略）</p> <p data-bbox="286 624 1122 659"><u>（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p data-bbox="241 667 1155 1222"><u>15 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 3 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。</u></p> <p data-bbox="241 1230 1155 1345"><u>16 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 25 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p>	<p data-bbox="1272 528 1384 563">附 則</p> <p data-bbox="1189 580 1391 616">1～14 （略）</p>

改正後	改正前
17 <u>附則第 15 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。